

【資料 1】 研修の受講方法等について（その他検討事項）

厚生労働省 子ども家庭局家庭福祉課
虐待防止対策推進室

論点（履修認定について）

指定研修（追加研修も含む）やソーシャルワーク研修の具体的な実施方法としては、講義、演習、見学実習の各形式を組み合わせることで実施することが想定される。

新たな認定資格の趣旨を踏まえ、各研修の履修認定をどのような方法で実施すべきか。

論点（履修認定について）

【検討に当たっての視点】

- 新たに創設する認定資格では、資格取得時点において子ども家庭福祉分野における相談支援等に必要な基礎的な知識及び技術が備わっていることを確認・評価するための試験を行うこととしており、その受験資格として所定の研修課程の各科目をすべて修了することを求めている。
- 研修課程を適切に修了したことを確認するためには、各科目の履修認定が必要となる。

【整理案】

（講義及び演習）

- 出席状況等の把握方法について、国で出席状況及び受講姿勢の定めはせず、認定機関において出席状況等の把握の方法を定めることとしてはどうか。
- 出席率について、講義及び演習の各科目の時間数は1.5時間と短いものも多いことから、国として出席時間数の定めまでは設けず、認定機関において科目ごとの出席率の定めを設けることとしてはどうか。
- 欠席の場合の措置について、国や認定機関において、欠席の場合のレポート提出等の定めまではしないこととしてはどうか。
- 欠席の場合の履修認定について、欠席の場合にレポート提出等を以て履修に代えることはしないこととしてはどうか。
- オンライン実施の留意点について、インターネット等を活用した実施とする場合には、科目ごとの添削指導、理解度の確認等を行うこととしてはどうか。

（見学実習）

- 出席状況等の把握方法について、出席状況及び受講姿勢については、レポート提出等により把握することとしてはどうか。
- 出席率について、所定の時間数全ての出席時間数を満たす者について、履修認定することとしてはどうか。
- 欠席の場合の措置について、所定の時間数全ての出席時間数を満たす者について、履修認定することとするため、国や認定機関において、欠席の場合の定めまではしないこととしてはどうか。
- 欠席の場合の履修認定について、欠席の場合にレポート提出等を以て履修に代えることはしないこととしてはどうか。
- オンライン実施の留意点について、例外的にインターネット等を活用した実施等とする場合には、理解度や受講姿勢の確認を行うこととしてはどうか。

（その他）

- 上記の他、履修認定に係る基準の詳細については、認定機関において定めることとしてはどうか。

参考資料（履修認定について）

※ 既に議論・確定済みである「子ども家庭福祉に係る研修の受講方法等について」（第4回WG資料1）及び「ソーシャルワークに係る研修の受講方法等について」（第7回WG資料6）の要点及び、本資料における議論を抽出して作成

	講義	演習	見学実習
履修認定方法	<p>(出席状況等の把握方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国で出席状況及び受講姿勢の定めはせず、<u>認定機関において出席状況等の把握の方法を定める。</u> 	<p>(出席状況等の把握方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国で出席状況及び受講姿勢の定めはせず、<u>認定機関において出席状況等の把握の方法を定める。</u> 	<p>(出席状況等の把握方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 出席状況及び受講姿勢については、<u>レポート提出等により把握する。</u>
	<p>(出席率)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国で<u>出席率の定めはせず</u>、認定機関において科目ごとの出席率の定めを設ける。 	<p>(出席率)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国で<u>出席率の定めはせず</u>、認定機関において科目ごとの出席率の定めを設ける。 	<p>(出席率)</p> <ul style="list-style-type: none"> <u>所定の時間数全ての出席時間数を満たす者について、履修認定することとする。</u>
	<p>(欠席の場合の措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や認定機関において、欠席の場合のレポート提出等の定めまではしない。 	<p>(欠席の場合の措置)</p> <ul style="list-style-type: none"> 国や認定機関において、欠席の場合のレポート提出等の定めまではしない。 	<p>(欠席の場合の措置)</p> <p>—</p> <p>(欠席した場合は出席率を満たさないこととなるため)</p>
	<p>(欠席の場合の履修認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠席の場合にレポート提出等を以て履修に代えることは<u>しない</u>。(インターネット等を活用した実施を可能としているため。なお、受講者の都合により1つの研修パッケージ内の科目を履修することが難しい場合には、複数の研修パッケージ内の科目を履修した場合でも、履修の認定を行うことが可能。) 	<p>(欠席の場合の履修認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠席の場合にレポート提出等を以て履修に代えることは<u>しない</u>。(一部インターネット等を活用した実施を可能としているため。なお、受講者の都合により1つの研修パッケージ内の科目を履修することが難しい場合には、複数の研修パッケージ内の科目を履修した場合でも、履修の認定を行うことが可能。) 	<p>(欠席の場合の履修認定)</p> <ul style="list-style-type: none"> 欠席の場合にレポート提出等を以て履修に代えることは<u>しない</u>。(対面での実施により教育効果を担保するため。なお、受講者の都合により1つの研修パッケージ内の科目を履修することが難しい場合には、複数の研修パッケージ内の科目を履修した場合でも、履修の認定を行うことが可能。)
オンライン実施の留意点	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等を活用した実施とする場合には、科目ごとの<u>添削指導、理解度の確認等</u>を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> インターネット等を活用した実施とする場合には、科目ごとの<u>添削指導、理解度の確認等</u>を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 例外的にインターネット等を活用した実施等とする場合(※)には、<u>理解度や受講姿勢の確認を行う</u>。 <p>(※) 災害・感染症等の状況により実施困難な場合は、インターネット等を活用した実施等が可能。</p>

参考資料（履修認定について）

※社会福祉士及び精神保健福祉士養成課程における状況。

	講義、演習、実習
履修認定方法	<p>(出席状況等の把握方法) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（厚生労働省社会・援護局長通知）及び「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、 「生徒の出席状況は、出席簿等の書類により、確実に把握すること。」 としている。</p> <p>(出席率) 「社会福祉士養成施設及び介護福祉士養成施設の設置及び運営に係る指針について」（厚生労働省社会・援護局長通知）において、 「各科目の出席時間数が養成施設指定規則に定める時間数の3分の2（ただし、ソーシャルワーク実習については5分の4）に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。また、学則にその旨が明記されていること。」 としている。</p> <p>また、「精神保健福祉士養成施設等の設置及び運営に係る指針について」（厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知）において、 「精神保健福祉援助実習の出席時間数が指定規則に定める時間数の5分の4に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。」及び「指定規則別表第1に掲げる各科目（精神保健福祉援助実習を除く。）の出席時間数がそれぞれ指定規則別表第1に定める時間数の3分の2に満たない者については、当該科目の履修の認定をしないこと。」 としている。</p> <p>(欠席の場合の履修認定) 特段の規定なし</p>
オンライン実施の留意点	<p>新型コロナウイルス感染症における対応として、以下の通知に基づき、各養成施設において対応されている。 「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」（文部科学省高等教育局大学振興課令和2年5月1日事務連絡）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 遠隔授業等の実施に係る留意点 (略) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、臨時休業が長期化するなど、本来授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業の全部又は一部を面接授業により予定通り実施することが困難な場合が想定されます。 大学設置基準第25条第1項は、主に教室等において対面で授業を行うことを想定していますが、今回の特例的な措置として、面接授業に相当する教育効果を有すると大学等が認めるものについては、面接授業に限らず、自宅における遠隔授業や、授業中に課すものに相当する課題研究等（以下「遠隔授業等」という。）を行うなど、弾力的な運用を行うことも認められます。 この際、以下の事項に留意いただくようお願いいたします。 (略) 2. 実習等の授業の弾力的な取扱い (1) 実習・実験・実技により行われる授業（以下「実習等の授業」という。）についても、以下に示す考え方も参考としながら、新型コロナウイルス感染症への感染リスクに十分配慮しつつ、必要な学修の機会を確保していただくようお願いいたします。 (略) 「新型コロナウイルス感染症の発生に伴う医療関係職種等の各学校、養成所及び養成施設等の対応について」（文部科学省初等中等教育局文部科学省高等教育局厚生労働省医政局厚生労働省健康局厚生労働省医薬・生活衛生局厚生労働省社会・援護局厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部令和2年6月1日事務連絡） (略) 3. 学校養成所等におけるICTを活用した遠隔授業等について 遠隔授業の活用や授業の弾力的な取扱い等については、「令和2年度における大学等の授業の開始等について（通知）」（令和2年3月24日付元文科高第1259号）等、「学事日程等の取扱い及び遠隔授業の活用に係るQ&A」（令和2年5月22日付事務連絡）等及び「遠隔授業等の実施に係る留意点及び実習等の授業の弾力的な取扱い等について」（令和2年5月1日付事務連絡）等において示されており、学校養成所等においてもこれらを参考にされ、実施に際しては御留意いただきたいこと。 4. 実習等に関する各学校養成所等での実践事例等 既にいくつかの学校養成所等においては、以下のような取組が行われている、もしくは実施が予定されている。各学校養成所等で実施に向けた環境や課題が異なることは十分に考えられるが、適宜参照の上、対応いただきたいこと。 (略)